

社会福祉法人長野県社会福祉事業団一般事業主行動計画

令和2年4月1日

職員が、仕事と家庭や子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることにより、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定しました。

1. 計画期間

令和2年4月1日～令和4年3月31日までの2年間

2. 目標

- (1) 職員補充及び増員者数を100パーセント確保します。
- (2) 人材の確保、定着を図るため、社会情勢の変化に対応した雇用人事制度の見直しを実施します。

3. 取組方法と実施時期

(1) 職員確保関係

ア 取組方法

- ・ 年度内の欠員については、支援低下に繋がらないよう、ホームページやハローワークを通じ、随時職員の採用を実施します。
- ・ 業務の認知度を高めるため大学、高等学校への積極的な働きかけを行うとともに、事業所見学会や体験の場を設けます。
- ・ より多くの方に、活動を知ってもらうために日ごろの支援場面や行事等において、積極的にボランティアの導入を図ります。
- ・ 一定の条件を満たした有期労働者の無期雇用契約への転換を積極的に進めます。
- ・ 福祉業界全体が求人難であるため、福祉という職業や当法人の魅力を改めてアピールしていくこと。また、若者に対し福祉の現場を知ってもらうために、
- ・ 日ごろからの交流の場を設けます。

イ 実施時期

令和2年4月～ 積極的な広報等により職員の確保を推進

(2) 雇用人事制度の見直し関係

ア 取組方法

- ・ 平成30年度に全職員を対象に実施した「職場のアンケート」結果を基に、改善検討委員が改善に向けて検討・提案します。なお、提案については、運営委員会及び経営委員会にて実施に向けた検討を行います。
- ・ 職員のニーズ等を把握するために、役職員とのミーティングを実施します。

イ 実施時期

令和2年4月～ 制度見直し案の検討

令和3年4月～ 職員説明、見直し案確定

令和4年4月～ 制度の見直し